

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき統一保険料方式を採用している。

平成26年度の保険料について、平成26年1月17日の特別区長会において、平成26年度の特別区全体の保険者負担分医療費、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 政令改正に伴う改正

ア 賦課限度額の変更

国民健康保険料では、賦課限度額に達する世帯の割合の上昇が見込まれることや、基礎賦課分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれで限度額に達する世帯割合にばらつきが見られることから、後期高齢者支援金等賦課限度額、介護納付金賦課限度額について賦課限度額を改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

低所得者の国民健康保険料軽減の拡大として、均等割額の2割軽減および5割軽減の軽減判定所得基準を改める。

2 改正の内容

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正

ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の6.02」を「100分の6.30」に改める。

(イ) 均等割 「30,600円」を「32,400円」に改める。

イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の2.34」を「100分の2.17」に改める。また、賦課割合について「100分の57に相当する額」を「100分の59に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 賦課割合について「100分の43に相当する額」を「100分の41に相当す

る額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

(ア) 所得割 「100分の1.76」を「100分の1.63」に改める。

(イ) 均等割 「15,000円」を「15,300円」に改める。

エ 保険料の減額【第19条の2】

(ア) 第1号減額（7割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「21,420円」を「22,680円」に改める。

b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「10,500円」を「10,710円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「15,300円」を「16,200円」に改める。

b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「7,500円」を「7,650円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「6,120円」を「6,480円」に改める。

b 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,000円」を「3,060円」に改める。

(2) 政令改正に伴う改正

ア 賦課限度額の変更【第15条の16、第16条の5、第19条の2】

後期高齢者支援金等賦課限度額について「140,000円」を「160,000円」に改め、介護納付金賦課限度額について「120,000円」を「140,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正【第19条の2】

均等割額の2割軽減および5割軽減の対象者を拡大するため、均等割額の判定基準を改める（別紙1参照）。

(ア) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について、「330,000円 + 350,000円 × 被保険者数」から「330,000円 + 450,000円 × 被保険者数」に改める。

(イ) 5割軽減

単身世帯についても対象とするため、「330,000円 + 245,000円 × (被保険者数
世帯主)」から「330,000円 + 245,000円 × 被保険者数」に改める。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 保険料率改正内容一覧

保険料率一覧

| 項 目 | | 改定前 | 改定後 | 増減 |
|------|---------------|----------|----------|----------|
| 医療分 | 賦課割合（所得割：均等割） | 58：42 | 58：42 | |
| | 所得割料率 | 6.02/100 | 6.30/100 | 0.28/100 |
| | 被保険者均等割額 | 30,600円 | 32,400円 | 1,800円 |
| | 賦課限度額 | 510,000円 | 510,000円 | 据え置き |
| 支援金分 | 賦課割合（所得割：均等割） | 57：43 | 59：41 | |
| | 所得割料率 | 2.34/100 | 2.17/100 | 0.17/100 |
| | 被保険者均等割額 | 10,800円 | 10,800円 | 据え置き |
| | 賦課限度額 | 140,000円 | 160,000円 | 20,000円 |
| 計 | 賦課割合（所得割：均等割） | 58：42 | 59：41 | |
| | 所得割料率 | 8.36/100 | 8.47/100 | 0.11/100 |
| | 被保険者均等割額 | 41,400円 | 43,200円 | 1,800円 |
| | 賦課限度額 | 650,000円 | 670,000円 | 20,000円 |
| 介護分 | 賦課割合（所得割：均等割） | 50：50 | 50：50 | |
| | 所得割料率 | 1.76/100 | 1.63/100 | 0.13/100 |
| | 被保険者均等割額 | 15,000円 | 15,300円 | 300円 |
| | 賦課限度額 | 120,000円 | 140,000円 | 20,000円 |

条例減額の改定内容一覧

| 項 目 | 減額する額 | | | 減額した後の均等割額（ ）は改定前 | |
|------|-----------|---------|---------|-------------------|------------------|
| | 改定前 | 改定後 | 増減 | | |
| 医療分 | 均等割額 7割減額 | 21,420円 | 22,680円 | 1,260円 | 9,720円（9,180円） |
| | 均等割額 5割減額 | 15,300円 | 16,200円 | 900円 | 16,200円（15,300円） |
| | 均等割額 2割減額 | 6,120円 | 6,480円 | 360円 | 25,920円（24,480円） |
| 支援金分 | 均等割額 7割減額 | 7,560円 | 7,560円 | 据え置き | 3,240円（3,240円） |
| | 均等割額 5割減額 | 5,400円 | 5,400円 | 据え置き | 5,400円（5,400円） |
| | 均等割額 2割減額 | 2,160円 | 2,160円 | 据え置き | 8,640円（8,640円） |
| 計 | 均等割額 7割減額 | 28,980円 | 30,240円 | 1,260円 | 12,960円（12,420円） |
| | 均等割額 5割減額 | 20,700円 | 21,600円 | 900円 | 21,600円（20,700円） |
| | 均等割額 2割減額 | 8,280円 | 8,640円 | 360円 | 34,560円（33,120円） |
| 介護分 | 均等割額 7割減額 | 10,500円 | 10,710円 | 210円 | 4,590円（4,500円） |
| | 均等割額 5割減額 | 7,500円 | 7,650円 | 150円 | 7,650円（7,500円） |
| | 均等割額 2割減額 | 3,000円 | 3,060円 | 60円 | 12,240円（12,000円） |

- 5 平成26年度 1人当たり国民健康保険料（減額措置実施後の医療分、支援金分合計）の試算
103,103円（対前年度比 4,638円〔+4.71%〕）

- 6 平成26年度国民健康保険料の試算
別紙2参照

- 7 新旧対照表
別紙3のとおり

- 8 その他の改正予定
 - (1) 高額療養費自己負担限度額の見直し【平成27年1月1日から（高額介護合算療養費制度については、平成26年8月1日から）実施予定】

高額療養費制度について、70歳未満の所得区分を現行の3区分から5区分に細分化し、世帯の旧ただし書き所得の合計額に応じて、自己負担限度額を見直す。あわせて、高額介護合算療養費制度の所得区分についても、これに準じた見直しを行う（別紙4参照）。
 - (2) 70～74歳の患者負担特例措置の見直し【平成26年4月1日から実施予定】

70～74歳の被保険者の一部負担金の割合を2割から1割に軽減する措置について、平成26年4月以降新たに70歳に達する被保険者から段階的に2割負担とし、同年3月末までに70歳に達している被保険者については、75歳に達するまでは1割負担とする特例措置を継続する。

また、70～74歳の被保険者の一般所得者の高額療養費制度の自己負担限度額については、一部負担金の割合にかかわらず、引き続き現行の額（外来12,000円、入院44,000円）とする。